**2006年4月7日 (第3版) *2005年11月20日(第2版)

許可番号 09BY6002

- 般 X 線用テレビ装置 JMDN 70027000

_{特管} X 線テレビモニタ T V M - 0 1 7 M B

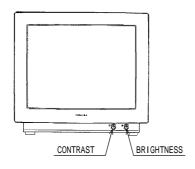
【形状・構造等】

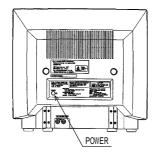
* 1.構成

- (1) 標準構成
- * <1> 主構成ユニット
 - ・モニタ本体

* 2.各部の名称

* (1) モニタ本体





* 3.電気定格

(1) 電源定格

<1> 電圧単相 単相交流 100/115V <2> 周波数 50/60Hz

 <3> 電源容量
 90VA 以下

 <4> 電源電圧変動
 ± 10% 以下

** (2)機器の分類

<1> 電撃に対する保護 : クラス
<2> 機器の形式 : 据置形機器

* (3) EMC 規格

本装置は、IEC60601-1-2:2001 に適合している。

* 4.本体寸法および質量

単位 寸法:mm、質量:kg

(1) 標準構成ユニット

・モニタ本体

420(幅)、382(高さ)、406(奥行)、21(質量)

【性能、使用目的、効能又は効果】

この装置は、テレビカメラ等の画像を映し出すことを目的としたX線テレビモニタです。

【操作方法又は使用方法等(用法・用量含む)】

1.使用環境条件

(1) 周囲温度 : 5 ~ 40

(2) 相対湿度 : 30 ~ 85% (結露しないこと)

(3) 気圧 : 700 ~ 1060hPa

2. 本装置の操作方法

本装置の操作のしかたは、下記項目に従って取扱説明書に記載してあります。装置を使用する前に必ずお読みください。

(取扱説明書 2B364-075J 第 4 章「使用方法」)

- (1) 始業点検
- (2) 使用方法
- (3) 終業点検

【使用上の注意】

<禁忌・禁止>

- (1) この装置は防爆形ではないので、装置の近くで可燃性および爆発性気体を絶対に使用しないこと。
- (2) 装置に消毒剤や洗剤、水をかけたり、噴霧しないこと。 また、患者の血液や体液がかからないようにすること。

<重要な基本的な注意>

- (1) この装置に過度の振動または衝撃を与えないこと。誤動作、 故障の原因となる。
- (2) 冷却用の吹き出し口はふさがないこと。塞いだまま使用すると、発熱により製品の誤動作、故障の原因となる。
- (3) 異常な臭いや加熱に気がついたら、ただちにシステムの電源を「OFF」すること。また、配電盤のスイッチを「OFF」し、使用禁止の表示を行うこと。

<相互作用>

(1) 装置が誤動作するおそれがあるので装置を設置した部屋に は携帯電話等の電波を発する機器類を持込まないこと。 また、患者などが持込んだ場合は、これらの機器の電源を 切るよう管理・指導すること。

<その他の注意>

- (1) 使用前に、必ずX線画像が正常にモニタに表示されること を確認すること。
- (2) 本装置の電源は、システム内の専用電源端子から供給され * ます。それ以外の場所に接続しないでください。
- (3) 装置は確実に接地すること。
- (4) 接続されているケーブルは外さないでください。
- (5) 本装置には消毒剤を使用しないこと。製品に損傷を与える。 消毒により損傷した製品は性能および安全性を保証できない。
- (6) 製品の電源を切った状態で、消毒・清掃すること。消毒後は、室内を十分換気してから使用すること。
- (7) この装置を廃棄する場合は産業廃棄物となる。必ず地方自 治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処分業者 に廃棄を依頼すること。

本装置を使用するに当っての注意事項が、取扱説明書の冒頭に ** ピンクや黄色で色分けされたページにまとめて記載してありま すので、装置を使用する前に必ずお読みください。 取扱説明書(2B364-075J)

「安全上の注意」、「使用・管理に関する重要情報」、 「保証について」、「免責事項について」

【作動・動作原理】

入力されるテレビジョン信号を約 20 ~ 30dB 増幅します。 この信号は CRT (Cathode Ray Tube) のドライブ信号として働き、CRT ではこの信号を光に変換します。

【貯蔵方法及び有効期間等】

1.輸送及び保管条件

(1) 周囲温度 : -10 ~ 60

(2) 相対湿度 : 30 ~ 95% (結露しないこと)

(3) 気圧 : 500 ~ 1060hPa

* 2.耐用期間

指定された保守点検を実施した場合に 10 年です。

[自己認証(当社データ)による]

(ただし、耐用期間は使用状態により変化するため、個別に定める場合はこれを優先します。)

また、装置を構成する部品の中にはモデルチェンジの周期が短い一般市販部品があり、耐用期間内であってもサービスパーツを供給できなくなる場合があります。

【保守・点検に係る事項】

保守点検には、「日常点検、定期点検」があります。

* * 1. 日常点検

「始業点検」と「終業点検」があります。

お客様に行っていただく点検です。

詳しくは装置の取扱説明書 (2B364-075J)第 5 章「保守点検について」を参照してください。

* * 2. 定期点検

定期点検を行ってください。

「お客様に行っていただく点検」と「サービスエンジニアが行 う点検」があります。

詳しくは装置の取扱説明書 (2B364-075J)第 6 章「保守点検について」を参照してください。

3. 定期交換部品

特にありません。

4.消耗品

特にありません。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

* 製造販売業者

東芝メディカルシステムズ株式会社

住所: 〒324-8550

栃木県大田原市下石上 1385 番地

ご連絡は当社 品質保証部 にお願い致します。

TEL: 0287-26-6304 (ダイヤルイン)

休日・夜間 お客様コール受付窓口 東芝メディカルコールセンタ

お客様専用フリーダイヤル:0120-1048-01

開設時間:

営業日 17:30 ~ 翌日 9:00 休業日 9:00 ~ 翌日 9:00

* 製造業者

Changzhou HuaHui Electronic Equipment Co.,Ltd 中華人民共和国 江蘇省

最寄りのサービスセンタ